

桐生市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 3 月

桐生市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

桐生市では、各小学校で開催されるスクールゾーン対策委員会において通学路の合同点検を関係機関と連携して実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「桐生市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 桐生市教育委員会
- ・ 桐生市安全安心課
- ・ 桐生市新里支所
(市民生活課・地域振興整備課)
- ・ 桐生市土木課
- ・ 国土交通省高崎河川国道事務所桐生国道維持出張所
- ・ 桐生警察署
- ・ 群馬県桐生土木事務所
- ・ 桐生市 PTA 連絡協議会
- ・ 桐生市区長連絡協議会

※黒保根小学校はスクールバス利用

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、各学校のスクールゾーン対策委員会で合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検（各小学校のスクールゾーン対策委員会）

○合同点検の実施時期等

- ・ 桐生市内の各小学校において、それぞれ毎年、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、5月～8月

○合同点検の体制

- ・ 各小学校において、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等関係機関が参加し、合同点検をおこないます。

○対策の検討

- ・ 各小学校において抽出され明らかになった危険対策必要箇所について、横断歩道設置などのハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策について、対策必要箇所に応じ具体的に検討します。

(3) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図り、危険箇所の確認及び対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策効果の把握

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校やPTAへのアンケートを実施するなど、地域の実情にあわせて、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「通学路交通安全対策箇所一覧表」及び「通学路交通安全対策箇所図」を作成し、公表します。